

岩手県告示第 361 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項の規定において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、指定介護機関が事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成 19 年 4 月 17 日

岩手県知事 増 田 寛 也

1 訪問介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目 9 番地	アイリスケアセンター大船渡	大船渡市赤崎町字佐野 86 番地 1	平成 19 年 3 月 31 日

2 居宅介護支援計画の作成

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目 9 番地	アイリスケアセンター大船渡	大船渡市赤崎町字佐野 86 番地 1	平成 19 年 3 月 31 日

3 介護予防訪問介護

介護予防事業者		介護予防事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目 9 番地	アイリスケアセンター大船渡	大船渡市赤崎町字佐野 86 番地 1	平成 19 年 3 月 31 日